

都市づくりに関する研究支援要綱

(目的)

第1条 本要綱は、東京の都市づくりに関する課題や問題に対する独創的で優れた研究活動を支援するとともに、将来の東京の都市づくりに貢献する人材の育成を図ることを目的として、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）が、支援助成を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(要件)

- 第2条 申請者は、都市づくりにかかる研究を行う東京都内の学校教育法による大学の学部、大学院、短期大学又はこれらに付属する機関に所属する研究者または研究グループで、申請にあたり、支援金の管理及び研究完了後の報告を確実にできる者とする。但し、東京の都市づくりをテーマとして研究を実施する場合は、この限りでない。
- 2 研究内容は、東京の都市づくりの推進に寄与する課題や問題に対する学術研究であること。また、その研究や論文等の成果に支援者である公社の名称等が明らかとなるような字句を付すことが可能なものとする。
 - 3 申請の数は、所属機関毎に1件とし、複数又は重複しての申請は出来ない。ただし、研究のテーマが異なる場合はこの限りではない。
 - 4 助成の期間は、1年間とする。ただし、研究が複数年にわたる場合は、同一テーマで最長3年間、申請することができる。

(助成の金額・募集)

- 第3条 助成1件あたりの金額は100万円を限度とする。年間の件数及び総額は、公社の事業計画及び予算をもって決定する。
- 2 公社は、前項の決定を受けて、公社ホームページ等に募集件数を含む募集要領を公開し、申請を受け付けるものとする。

(助成金の使途)

第4条 支援助成金の使途は、当該都市づくりに関する研究にかかるもののみとし、別表1に掲げるとおりとする。

(申請・決定と支払)

- 第5条 支援を申請する者は、都市づくりに関する研究支援申請書（様式1）を公社に提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の申請書を審査し、支援の採否とその金額等を決定し、その内容について通知（採用：様式2、非採用：様式3）する。

- 3 前項で採用通知を受けた申請者は、承諾書兼請求書（様式 4）を、公社に提出し、公社はその金額を申請者に支払う。
- 4 申請者は、当初の申請内容に変更が生じた場合、都市づくりに関する研究支援変更届（様式 5）を公社に提出し、承認を受けなければならない。

（報告）

- 第 6 条 助成を受けたものは、公社が支援決定時に通知する中間報告の時期及び研究完了時、または支援期間中に研究の遂行が困難になった時は、都市づくりに関する研究支援報告書（様式 6）を公社に提出しなければならない。
- 2 助成を受けたものは、前項の完了報告後、公社から要請が有った場合には、公社の指定する報告会等において、その成果を報告しなければならない。

（決定の取消等）

- 第 7 条 公社は、助成を受けたものが、次の各号のいずれかに該当した場合、都市づくりに関する研究支援取消（変更）決定通知書（様式 7）において、支援の決定の全部若しくは一部を取り消し、またはその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- (1)虚偽の申請・報告が発覚したとき
 - (2)研究の遂行が困難になったとき
 - (3)その他公社が不適切と判断したとき
- 2 前項の規定は、支援の額の確定があった後においても適用する。

（助成金の返還）

- 第 8 条 公社は、助成を受けたものが、次の各号のいずれかに該当した場合、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。
- (1)最終報告において余剰金が発生したとき
 - (2)第 7 条の規定により支援の決定の取り消し等を行ったとき
- 2 前項の規定により返還を命ぜられた助成を受けたものは、定められた期限までにその助成金を返還しなければならない。

（個人情報）

- 第 9 条 公社は、支援の実施に際し、公社個人情報保護規程・個人情報保護管理要綱に基づき、個人情報の適正な管理を行うものとする。

（管轄裁判所）

第 10 条 本要綱から生じる、一切の法律関係に基づく訴えについては、公社本社の所在地を管轄する地方裁判所をもって専属管轄裁判所とする。

(その他)

第 11 条 本要綱に定めのない事項は、別途公社が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

別表 1

項目	備考（経費の内訳）
人件費	※アルバイト、調査・ヒアリングの謝金、報酬、賃金等。 研究者本人の人件費は認められない。
資料費	※図書等
消耗品費	※文具等。パソコン等の購入・飲食費は認められない。
旅費	※国内外出張費等
印刷製本費	※資料等印刷・コピー料金、成果書等の製本代等
通信運搬費	※国内外電話 FAX 料金、郵送・運搬費等
借料及び損料	※機械・器具の借料及び損料、会場借料等
間接費	※所属機関の間接経費として直接経費の 10%以内
委託費	※研究にかかる業務の一部を委託するための経費